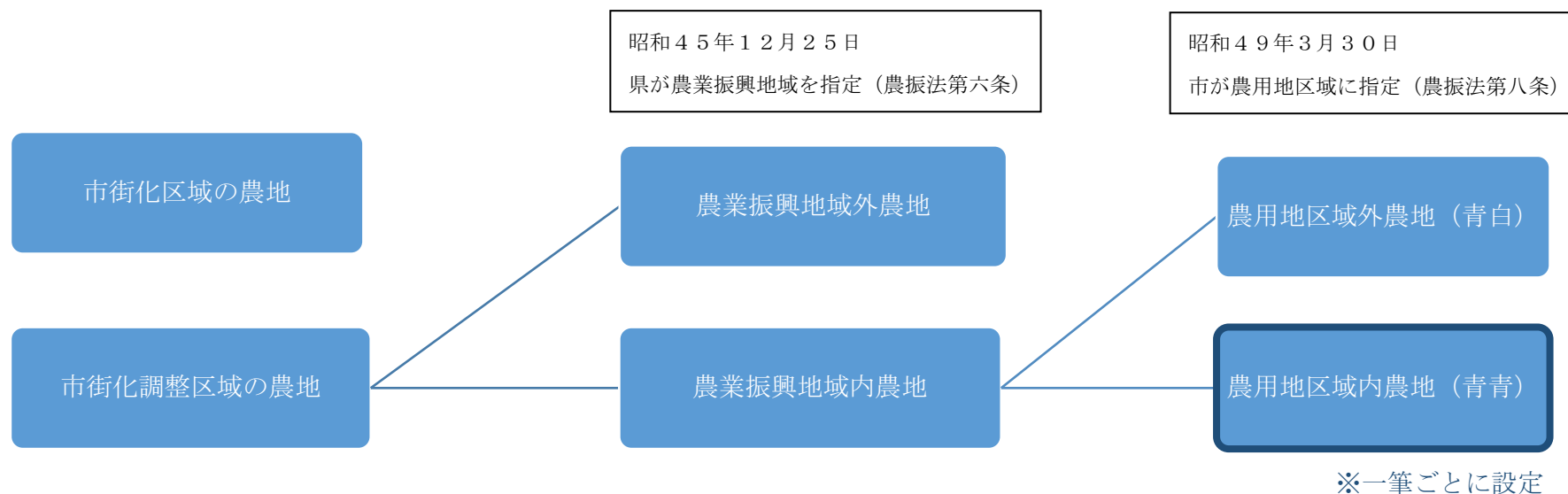


## 農業振興地域農用地について

○「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、農振法）に基づいて指定される、農業の振興を図るために優良農地として守る必要がある農地のこと。



○農振農用地は優良農地のため、農地以外にすること（農地転用）が原則として制限されています。

※やむをえず転用する場合には農用地からの除外という手続きが必要となります。

○農振農用地は相続税・贈与税財産の評価が純農地となるため、税額が安くなります。

○国の直轄、補助事業及び融資事業に係る農業生産基盤整備事業等については、原則農用地区域が対象となります。